

在留外国人の人数

在留外国人の人数は年々増えてきています。全国的に見れば平成元年より令和元年までの約30年間で984,455人から約2.8倍の2,829,416人と増加しています。

千葉県内の在留外国人は平成元年の27,964人から165,162人と5.9倍に増加をし、およそ40人に一人は在留外国人となっています。

また、平成29年には訪日外国人が31,882,049人となっており訪日外国人の方々との接点も増加しています。



外国人人数(平成23年までは外国人登録者数)の推移

年	千葉県		県人口に占める割合 (%)	全 国		総人口に占める割合 (%)
	登録者数(～H23) 外国人人数(H24～)	前年増減率 (%)		登録者数(～H23) 外国人人数(H24～)	前年増減率 (%)	
平成元年 (1989年)	27,964	0.51	984,455	0.80		
平成2年 (1990年)	33,171	18.62	1,075,317	9.23	0.87	
平成3年 (1991年)	43,399	30.83	1,218,891	13.35	0.98	
平成4年 (1992年)	48,853	12.57	1,281,644	5.15	1.03	
平成5年 (1993年)	54,389	11.33	1,320,748	3.05	1.06	
平成6年 (1994年)	56,599	4.06	1,354,011	2.52	1.08	
平成7年 (1995年)	58,507	3.37	1,362,371	0.62	1.08	
平成8年 (1996年)	61,694	5.45	1,415,136	3.87	1.12	
平成9年 (1997年)	64,929	5.24	1,482,707	4.77	1.18	
平成10年 (1998年)	69,308	6.74	1,512,116	1.98	1.20	
平成11年 (1999年)	72,482	4.58	1,556,113	2.91	1.23	
平成12年 (2000年)	77,406	6.79	1,686,444	8.38	1.33	
平成13年 (2001年)	85,821	10.87	1,778,462	5.46	1.40	
平成14年 (2002年)	90,093	4.98	1,851,758	4.12	1.45	
平成15年 (2003年)	95,391	5.88	1,915,030	3.42	1.50	
平成16年 (2004年)	97,925	2.66	1,973,747	3.07	1.55	
平成17年 (2005年)	101,372	3.52	2,011,555	1.92	1.57	
平成18年 (2006年)	102,890	1.50	2,084,919	3.65	1.63	
平成19年 (2007年)	107,192	4.18	2,152,973	3.26	1.69	
平成20年 (2008年)	113,024	5.44	2,217,426	2.99	1.74	
平成21年 (2009年)	116,958	3.48	2,186,121	-1.41	1.71	
平成22年 (2010年)	115,675	-1.10	2,134,151	-2.38	1.67	
平成23年 (2011年)	110,627	-4.36	2,078,508	-2.61	1.63	
平成24年 (2012年)	104,582	-5.46	2,033,656	-2.16	1.59	
平成25年 (2013年)	106,240	1.59	2,066,445	1.61	1.62	
平成26年 (2014年)	111,355	4.81	2,121,831	2.68	1.67	
平成27年 (2015年)	120,232	7.97	2,232,189	5.20	1.76	
平成28年 (2016年)	130,710	8.71	2,382,822	6.75	1.88	
平成29年 (2017年)	143,354	9.67	2,561,848	7.51	2.02	
平成30年 (2018年)	153,500	7.08	2,731,093	6.61	2.16	
令和元年 (2019年)	165,162	7.60	2,829,416	3.60	2.24	

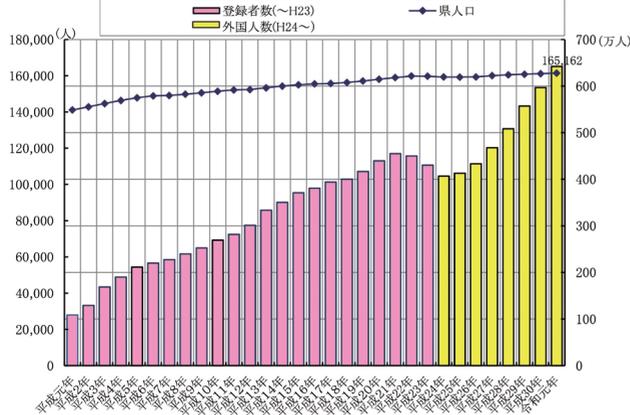
*千葉県

外国人人数(平成23年までは外国人登録者数)…千葉県国際課(毎年12月末日現在)
「県人口に占める割合」に用いた総人口…千葉県統計課「毎月常住人口調査」(各年10月1日現在)

*全国

外国人人数(平成23年までは外国人登録者数)…法務省「在留外国人統計」(各年12月末日現在、令和元年は6月末日現在)
「総人口に占める割合」に用いた総人口…総務省統計局「人口推計」(各年10月1日現在)

【参考】 千葉県内の外国人人数(平成23年までは外国人登録者数)の推移



外国人相談窓口

外国語での対応可能な窓口です。

千葉県警相談サポートコーナー

TEL.043-227-9110 又は #9110

●相談日時：月～金曜日
午前8時30分～午後5時15分

千葉県外国人総合相談窓口

TEL.043-297-2966

●相談日時：月～金曜日(祝日を除く)
午前9時～正午、午後1時～4時
日本語・英語・中国語・スペイン語・タガログ語・
ベトナム語・韓国語・ネパール語・タイ語・
ポルトガル語・インドネシア語・ロシア語・
ヒンディー語

みんなの人権110番(法務局)

TEL.0570-003-110

●相談日時：月～金曜日
午前8時30分～午後5時15分

外国語人権相談ダイヤル(法務局)

TEL.0570-090-911

●相談日時：月～金曜日 午前8時30分～午後5時
英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・
フィリピン語・インドネシア語・ベトナム語・
タイ語・ネパール語

東京出入国在留管理局・千葉出張所

TEL.043-242-6597

●相談日時：月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
日本語・英語

東京出入国在留管理局外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL.0570-013904、03-5796-7112

●相談日時：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
日本語・英語・韓国語・中国語・スペイン語等

日本で暮らす 外国人の人権を考える

ようこそ！日本へ！



人権イメージキャラクター
人KEN まもる君

人KEN あゆみちゃん

千葉県

企画・制作 NPO法人人権ネットワークPEaCE21
協力 千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会

外国人の人権について考える

●生活においては

アパートやマンション等の賃貸住宅への入居や公衆浴場での入浴の拒否。など

●労働においては

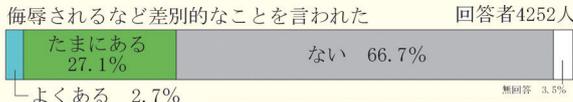
賃金や就労の形態条件で差別されている。近年では特に技能実習生の扱いにおいて差別が指摘されている。など

●教育においては

外国人ということで、あるいは日本語が話せないということで、いじめられている子どもがいる。など



「外国人であることを理由に受けた差別」について、日本に住む外国人に聞いてみた。



参考：平成28年度法務省委託調査研究事業「外国人住民調査報告書-訂正版-」(公益財団法人 人権啓発推進センター 平成29年)

ヘイトスピーチって何なの？

ヘイトスピーチ(英:hate speech、憎悪表現)は、人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康(障害)といった、自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、属する個人または集団に対して攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のことである。



外国人労働者(技能実習制度)の人権問題

全国約6000の事業所に行った監督指導では7割以上が法令違反!!

(2019年 厚生労働省調べ)

多くの外国人労働者が劣悪な労働環境【長時間労働・残業代不払い・暴力やパワハラ・セクハラなど】に悩まされてきました。



専門家(監理団体代表)に聞いてみた

外国人技能実習生制度とは、日本の企業や個人事業主等と直接の雇用関係のもと、彼らの出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を所定の期間において図るものです。しかし、現状として「単純な労働力」と考える企業や監理団体による外国人技能実習生への人権侵害行為(暴力や暴言、過剰な叱責行為、狭い部屋での複数人の生活、携帯電話の購入制限、外出の制限)が散見されます。このような行為で失踪する外国人技能実習生は「不法滞在」となり、犯罪に走ってしまうなど大きな社会問題となっています。

現在、私たちが想像する以上に様々な外国人が在留しています。日本社会は外国人に支えられているところも多く、彼らの協力なしには成り立っていかないのかもしれませんが、外国人との共存のため協力し合い発展させていく、その為に私たちはお互いを尊重しあい、お互いの人権を考えることが非常に大事なことで考えます。



外国と日本の文化の違い

日本では「話をきちんと聞いている」というアピールをするために、話の合間にあいづちをうちますが、アメリカでは、話の合間にあいづちをうたれると、話をしているのに妨害されているように感じてしまいます。



日本では、くしゃみが出ると「誰かがうわさをしている」と言われることがあります。イギリスでは、くしゃみが出ると「悪魔にとりつかれる」とされています。

日本では、つばを吐くとは、マナー違反とされていますが、ケニアでは、相手につばを吐いてあいさつします。



良いことが訪れますように



日本における「鶴」は、昔から縁起のいい鳥とされており、ことわざや民話、芸術品などで登場することも多いですが、北欧諸国では、「死を運ぶ鳥」とされています。

日本では、ハンカチはお礼やお祝いの贈り物の定番ですが、ブラジルでは、ハンカチは悲しい贈り物とされています。



生まれた国・言葉・風習は違っても、お互いを尊重し、日本で暮らす外国人の人権を守りましょう。